小樽市火災予防条例の一部を改正する条例(原案)の概要

○個室型店舗の避難管理に係る事項について(第55条の3、第60条関係)

1 改正の背景・要旨

平成20年10月に発生した、大阪市浪速区の個室ビデオ店における死者15名、負傷者10名という重大な人的被害を伴う火災を踏まえ、総務省消防庁が開催する「予防行政のあり方に関する検討会」において、平成21年6月「予防行政のあり方について(中間報告)~大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策~」が取りまとめられ、同様の被害を防止する観点から早急に措置を講ずることが必要とされる安全確保のための対応について、消防法令上の基準の見直しなどとあわせ、個室型店舗(※)の遊興の用に供する個室(以下「個室」という。)の外開き戸が自動的に閉鎖する措置が示されました。

この措置は、市町村等の火災予防条例の改正に係る事項であるとともに、全国統一的な運用を図ることが望ましいとして全国消防長会予防委員会等において「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖装置に係る火災予防条例の一部改正案」が取りまとめられたことから、これらを踏まえた個室型店舗における火災発生時の避難通路の確保を目的とした安全対策に関する規定を追加するものです。

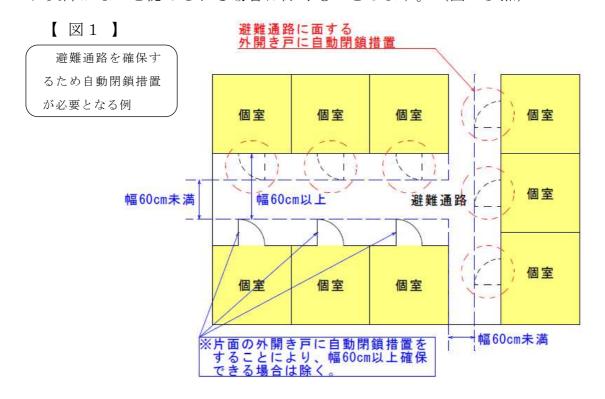
また、個室型店舗以外の用途の防火対象物を一時的に個室型店舗の用途に供する場合には、個室型店舗の避難管理の規定を準用するものです。

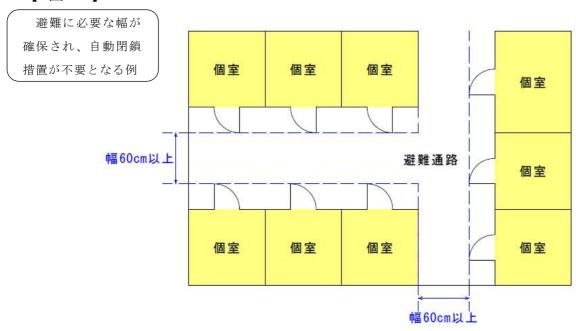
※ 個室型店舗とは、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、 テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものをいいます。

2 改正の内容

個室型店舗の個室に設ける外開き戸のうち避難通路に面するものは、火災などで避難する際に開放すると通路をふさいで避難障害となるため、開放しても自動的に閉鎖することで避難通路が有効に確保されるよう措置することとする規定を追加します。(図1参照)

ただし、当該避難通路において、外開き戸を開放した状態においても人一人 が通行するために必要な幅(60センチメートル以上)が確保されるなど避難 に支障がないと認められる場合は除くものとします。 (図2参照)





3 施行期日

平成22年11月1日とします。

ただし、この条例の施行の際に既に存する個室型店舗又は新築、増改築等の 工事中である個室型店舗については、施行後1年間の経過措置を設けます。